

第二十四回国 参議院地方行政委員会會議録第二十五号

(三三〇)

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

本日委員吉田萬次君及び岸良一君辞任につき、その補欠として井上清一君及び小林政夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

石村 幸作君
井上 清一君
笹森 順造君
佐野 廣君
堀 末治君
小笠原三三男君
加瀬 完君
中田 吉雄君
松澤 兼人君
小林 政夫君
野田 俊作君

國務大臣 太田 正孝君
政府委員 鈴木 琢二君
国家消防本部長 小林與三次君
自治庁行政部長 奥野 誠亮君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
事務局長 常任委員 福永与一郎君
会専門員

法制局側

参事(第一部) 杉山恵一郎君
第二課長)

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新市町村建設促進法案(内閣提出)
○消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより會議を開きます。
委員の異動がありましたから御報告申し上げます。

本日、委員吉田萬次君が辞任せられ、新たに井上清一君が委員に指名せられました。

○委員長(松岡平市君) 昨日に引き続き地方税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、以上、二案を便宜一括して議題に供します。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○小笠原三三男君 地方税一般については、他の同僚議員が質疑することになっておりますので、きのうの問題になつておる点だけを大臣に質問したいと思ひます。

まず、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の内容についてであります。衆議院並びに本委員会でも再三論議をし、質疑されて明らかになつておる点は、公営住宅に関する交付金が家賃に転嫁されるのではないかと、いかに転嫁からの質疑に対して、大臣並びに政府委員から、第二種の公営住宅については、家賃に転嫁されないように行政的な措置をとる、すなわち特別交付税交付金等でめんどろを見る措置もその際にはあり得るのであるというふうなお話でありましたが、われわれとしては、公営住宅そのものについて一種、二種等の別なく家賃に転嫁されるということは、鳩山内閣の低家賃住宅政策そのものにも反することであり、公営住宅そのもの関係する法律の立法の趣旨にも反することである。しかもまた、財源としてみれば全体の金額から言うて過小のものであつて、これらの措置等は他の措置をもつて家賃に転嫁されない方法があり得るのではないかと、立場から、あくまでも家賃転嫁の措置が避けられることについて政府に対して期待するということであつたのであります。きのう委員長に、政府側との扱いについては一任いたしました。従つて大臣も多分お聞き及びになつておられると思ふので、この際重ね重ね、二度、三度の質疑がまた展開されないように、本會議等もあるから、一本の答弁で一つお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) ただいま小笠原委員の公営住宅の家賃転嫁に関する問題はよく承いたしました。結局、市町村に交付金を交付せしめることによりまして、府県の住宅につきまして、所在市町村に交付金を交付するということになりまして、結局それを転嫁するのじゃないか、まあ税のうちで転嫁することが最もよく起る現象でございまして、そういうことがありまして、今低家賃政策をとつて政府の立場としても考えるのがしかるべしというお言葉でございまして、その通りと思ひます。衆議院の付帯決議のときには第二種とありましたが、お話のように、やはりこれはもう少し広ぐべきものじゃないか、これが範囲の問題です。そうしました場合に、財源はどうするかという問題が当然起る問題でございまして、特別交付税で困つたところはやつて行こう、そうでないところは、たとえば不交付団体につきましては地方債等の点も考えて行きたいと思ひます。もう一つ根本問題といつたしまして、実は住宅政策の主務官庁である建設省との問題も起つておられますが、現状におきまして、古い家と新しい家の不均衡が起つておられます。もう一つは、鉄筋コンクリートと木造の關係も起つておられますので、こういう点も今後においてあわせて研究して行きたい、こういうふうに思つておられます。ただし主務官庁は向うでございまして、自治庁といつたしましても、公平に権衡を得ようといつたしたい、ただいまの問題と同時に御返事申し上げます。

○小笠原三三男君 そうしますと、原則は、家賃転嫁の措置になつて行くという方法は行政措置によつて避けるという方法をとることとし、財源措置等については、交付団体並びに不交付団体それぞれの道をもつて善処するというところでございましてか。

○國務大臣(太田正孝君) お言葉通りでございます。
○松澤兼人君 関連。ただいま長官のお話を聞いたのですが、具体的に今、小笠原君に対する答弁で、果して今後一年間に實際転嫁が行われないかというはつきりとした保証というものはどういうふうにして、まあ大臣の言明を信頼するという以外にどういふ具体的な措置——財政的には先ほどお話になりましたが、しかし、まごまごしていろいろに、結局公共団体で転嫁するという現象が起るかもしれない、私はそれを非常に心配するのですが、そういうことのないように措置するなり、あるいは指導するなりということをお自治庁としてお考えでございましてか。
○國務大臣(太田正孝君) この法案が通りましたならば、すぐその処置をとりまして、今申し上げたことに間違いないようにやつて行きたいと思つておられます。
○松澤兼人君 それじゃそういう指導をなさる、それでも財政上の都合で、地方公共団体などで課税しようとして条例でも作るとか、あるいは作つたと

いろいろな場合には、自治庁としてはどうなさいませうか。そういうことは許可しないというか、あるいはなすべきじゃないと、こういうのはつきり……。○國務大臣(木田正孝君) お言葉でございますが、万々そんなことはないと思つておきます。指導に十分力を尽すつもりでございます。(名答弁)と呼ぶ者あり、松澤兼人君「小笠原君がうんと言ひなら」と述べ)

○小笠原三三男君 松澤君が心配の上りですから、奥野君にお尋ねいたしますが、今の大臣の方針が徹底せられるということ、われわれは信じてよろしうございませうね。

○政府委員(奥野誠亮君) 大臣の御趣旨の通りに努力いたします。○松澤兼人君 努力とかいうことがどうも……。

○加瀬亮君 この前も同じ問題に対する御当局の御答弁は、公営住宅の住居者は、見方によっては条件がいいというふうにも言ひ得るわけだから、ある程度転嫁もやむを得ないというふうな意味の御答弁があったわけでございますが、そういうことは取り消して、今のことが政府の答えだと、こう了承してよろしうございませうね。

○國務大臣(木田正孝君) 確かにそのときに申し上げましたのは、住宅が少いと、いろいろな事情を申し上げました。また、さらにそのときには第二種ということに限っておりましたが、今日はその範囲を認めまして、転嫁という点が非常に大きい問題でございますから、財源措置についても特別交付税あるいは交付団体については地方債というふうな点まで考へて、きちんとして行きたいと、こういう

考へてございます。○加瀬亮君 それで今、大臣の御方針のようなことを確実に地方団体に守らせるために、どういう御措置をやる、あるいは御指導をお取りにならうというお考へてございますか、具体的な点がございまして承わりたい。

○國務大臣(木田正孝君) 実際問題として、もう私は役所の紋切り型でなく、これは転嫁はしちやいけないのだからと、はつきり申し上げたいと思つておます。そういう役人流儀でございませうというところは私の気持でございます。松澤委員のお話もございましたが、自治体に対するやり方をもっとはつきりして行きたいというのが私の気持でございます。

○松澤兼人君 そうすると、また小笠原君が何か言うのじゃないのか。○小笠原三三男君 この点だけは承へ、それじゃ長官はいいことにして進めませうか……。

○委員(松岡平市君) それじゃそういうふうにして……。○委員(松岡平市君) 速記をとめて。○速記中止

○委員(松岡平市君) 速記を始めて。○松澤兼人君 それでまあ公営住宅の問題ははつきりわかつたのですが、ところが今度住宅協会なんかの問題が起つてきませうね。こういうものは公営住宅ではないが、まあ公共的のものであるわけなんです、漸次そういうことが及んで行くところが悪いのですけれども、住宅協会のようなものに対しては、やはり同様な取扱ひでもしていただくというふうな……。○國務大臣(木田正孝君) 部長から答弁いたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知だとは思ふのでありますが、協会の御方針につきましては、現在固定資産税が課せられる建前になっております。団体によりましては固定資産税を免除している、あるいは減額している、いろいろあるようでございます。これらにつきましましては、地方税法の運用について別段特に従来と違つた取扱ひをするような指導は別にしておりません。言いかえれば、特に今回の制度創設によつて、そのことについては触れたくないという考へだということを申し上げておきます。

○松澤兼人君 もう一点だけ……。これは、こまかいことは税務部長に聞きませうけれども、今の問題を離れまして、やはり新しい税の創設の問題なんですけれども、ちょっと大臣に承わつておきたいのですが、具体的に申し上げますが、奈良県で立木伐採税というものを考へられておられる。これをどううとして提案いたしましたところ、何か自由民主党の方で、そういうものを取つちや影響があるからというところを知事の方に申し出られた、党の方から……。そこで知事はせつかく提案したものを撤回されたのだそうです。そこでそれと同じ内容のものを、これは社会党の議員団が議員提出として出した。ところがこれが否決になった。何か政治的に、そういうものを取つてはいけないという根拠がございませうか。

再び、もし知事がこういうものを提案されるという場合に、政府として、あるいはまあ与党としてどういうお取り扱ひをなさいますか、この一点だけ大臣に伺つておきます。

○國務大臣(木田正孝君) 今の奈良県

の何は、今、事務当局に聞いて見ましたら、こちらの方には参りませんでして、立木伐採税は幾たびかいろいろなお説も承わつておられますが、私どもは現在木材引取税がありまして、これと重複するきりもありませんので、税の建前から言ひましても適當でない、かように考へておられます。従つてそういう申請がありました場合には、事情は事情としてお聞きしなければなりません、賛成することが今のところできないと、かように申し上げておきたいと思ひます。

○小笠原三三男君 まだおられるようでしたら、簡単な質問を私もします。地方税について問題になつていて、端的なお答えを願ひたい。

まず第一は軽油引取税です。これは新税として創設になり、当委員会で結論が得られれば実施の段階に移りますが、これは次期国会等において、何らかのやはり措置をとられるというふうな情勢になるような予想を持つておられますか、それともこれは本年一年から一年は堅持するという建前なのですか。

○國務大臣(木田正孝君) 軽油引取税につきましては一番問題になりましたのは、消費量が相当多いんじゃないかと、これは、お見込みがございませう。私どもとしては、全体の消費量を百万キロリットルと見ておられます、これは経済五カ年計画の裏うちのもとにやつておられるの政策と一致しているわけでございますから、もしこの消費量が多くなつたらどうかということが論点になると思ひます。ただいまのところにおいては、私どもはこの中から免税になるものを引きまして、六十四万キロ

リットルと見ておられますが、ほんとうに消費量が多つとふえるという場合におきましては、現在の税率等を変へて行かなければならぬと思つておられます。従つてその点につきましては、議員各位の御要望もあるようでございますが、実際のそういう経過になります。場合によっては、それに應ずるようにならざるで、それ以上に、今の政府の予定しております収入額以上に考へてはございませぬので、それを率を減らすというふうな方向に持つて行きたいと、かように思つておられます。

○小笠原三三男君 そうすると、これは議論にわたりますが、現在予定されている税収額というものが限度であつて、その財源がほしいためにこの軽油引取税を創設したという議論になるように聞かれます。そうですか。

○國務大臣(木田正孝君) これは目的税でございますから、やはりその限度を考へておられるわけでございます。○小笠原三三男君 そうしますと、ガソリン税のように消費量がふえる、税収は上るといふような措置はとらない建前であるか、どういふことでございますか、それと同様に軽油引取税については……。

○政府委員(奥野誠亮君) 軽油引取税の税率をきめました根拠は、揮発油に對する負担、それを二分の程度に押えたい。そういうことで考へたわけでございます。しかしながら、同時に地方財政全体といたしまして、二十四億円の税収入を期待せざるを得ないわけでありませう。しかしながら、何分初めての税といたしまして、直ちに一キロリットル六千円の負担は重いじゃないか、こういうふうなだん

だんの御議論がございました。従いまして、今、大臣が申し上げましたように、消費状況が非常にふえて行くように、それに従って国会の御要望に沿うべきじゃないか、こういうふうな考えをお聞かせ願います。

○小笠原三男君 では、もうその点だけはそれだけにしまして、次に、やはり国会の要望と申しますが、議員間で強く主張されておるものに、前国会等から問題になっておる零細事業所得者ですね、いわゆる大工、左官、板金、とび職、こういうものの事業税の軽減については再三問題になっておる。この国会においてまた陽の目を見ないという状態になる予想であります。これについては今後やはり検討を加えられて、適正課税並びに軽減という方法で進められるように、具体的に措置せられるというお考えでございますか。

○国務大臣(太田正孝君) この前のときにも私申し上げたのでございますが、第一種から三種にと、こういうわけでございますが、三種の中にまだいろいろのものがございまして、けれども、自家努力でまかなってやって行くという大工、左官、あるいは板金のごときものは、そういう言葉では俗にいう社会政策的な意味から申しまして、考えなければならぬ。しかし第一種というものは自由営業などございまして、私どもといたしましては、今度そういう一種から三種にわたるものを全面的に何しと、考え方としては今御指摘のような問題は、低める、もしくはなくするとはいいませんが、低めるといふ意味におきまして、社会政策的な、かような観点か

らいたしまして、委員各位の御要望に沿いたい、またそうすべきものだと考えております。

○小笠原三男君 最後にもう一点、遊興飲食税についてですが、公給徴収の問題は前にもお尋ねいたしました、大臣の答弁したくない点もあるでしょうから、これは政治的な質問はいたしません。この遊興飲食税は遊興の名に値しない旅館、宿泊、こういうようなものについては、もつと税率を下げるのと、控除額を引き上げるとか、そういう措置がとられなければ、この税を維持して行くというところは困難な状態になるんじゃないかと考えますが、これもいろいろ検討しておると思いますが、政府として、そういう遊興飲食税の対象になる業体について、やはり検討を加えられ、税の軽減という方向で具体的な措置をとられるように御努力願えるかどうか。

○国務大臣(太田正孝君) 遊興飲食税の問題につきましては、給公徴収制度をとりまして、昨年の十一月から行なっております。まだ日もたちませんが、今までの経過では、たとえば御指摘になりました大衆的な消費と申しますか、宿屋でありますとか、飲食の方は減つて参りました。けれどもその他の方にございましては、今までのところでは前年度に對しまして少し収税もふえております。ほんの少しでございますが、で、税というものの私の見方におきましては、大体一年経験しない

と議論ができないじゃないか。去年から今、少しふえたからといって議論の根拠にもならない。ことにこういうものは景気不景気、経済上の状況と非常に関連しておりますので、そういう点も考えなければならぬ。今申しました徴収制の問題もございまして、一方に料金の問題もございまして、実はいろいろな議論を拝聴いたしました。一本にいたしまして根本的にかえたい、こういう考え方を持っております。私といたしましては、どうしてこの税をとるがいいか、とるとすれば公平の点をどうするか。何といたしまして、収入と公平の二大原則のもとにこれをあばいて行きたい、かように考えております。

○小林武治君 軽油引取税の関係でもって、予定収入額を確保するというところに重点が置かれておる、こういうお話であります。そういういたしますと、まあ関係者の話によると相当な量がある。従つて今の予定収入額を上回るであろうというのを言うておられますが、大臣のお話によれば、そういう様子がわかれば年度内においてこれを何か是正する、そういうふうなことをしてもいいように考え思われませんが、その点はどうですか。

○国務大臣(太田正孝君) これはもちろん立法事項でございまして、そういうことの見通しがほんとうにつきましたならば、近い国会に諮つてやるべきものと思ひます。ただ年度内と申しまして、やはりそれだけの国会にかけるという関係は御考慮のうちにお願ひいたしたいと思ひます。

○小林武治君 今の関係で、事務的なことを伺いますが、軽油の消費というのは

のは時期的に相当な移動があるかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 若干あると思つておられます。ことに外貨割当の問題もございまして、為替制度の運用と若干関連してくるだらうと思つておられます。

○小林武治君 それで私は今自治庁に注文しておきたいのでありますが、軽油引取税の税収というもののについては、一つ統計を、できたら一カ月あるいは二カ月、こういうふうにとつて見せてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(太田正孝君) できるだけ御趣意に沿うようにいたします。

○委員(松岡平市君) 他に御質疑はございせんか。……ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員(松岡平市君) 速記を始め、松澤兼人君 税務部長に伺います。さっきの立木伐採税が大臣にあらはつきり言われてはちよつと二の句がつかない。今までのいきさつから見れば、すでにそういう例が實際あつて、あるいは五、六百万円ずつぐらいついていたのです。そしてそれをやはり林業の現場の方に使つて、林道の開設やいろいろのことをやっておるわけでありまして。今までの経緯から見ても、この税は考へていただけのじゃないかと、こう思うのです。主として難点はどこにあるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大臣がお話になりましたように、市町村に法定税目として木材引取税があります。その税率が価格の百分の五を標準とするものと定められていますので、一面に

おいては市町村の税源を侵して行くという問題がある。他面においては基礎資料たる木材についての租税負担が重くなり過ぎるのじゃないかという問題がある。そういうことから大臣のようなお考えになつたと思ひます。ただ府県の施設につきましての山林の受益というものも相当のものでございまして、しかも山林が府県に對しまして特に多額の負担をしておるということでもございまして、その間の事情は十分考慮すべきものではなからうかと思ひます。ただ、方法として府県の木材引取税をそのままにして直ちに立木伐採税を起すということに相当問題が存在しているというふうに考えられます。

○松澤兼人君 その点はよくわかるのですけれども、しかし場合によりましては立木伐採税というものを取つてそれを現地に返す、それで木材の出しのいいようにするということをするならば、木材素材というものの対する価格はかえつて逆に引き下げられるということも考えられるので、必ずしも木材引取税のほかに立木伐採税というものを課したとしても、二重の課税とか、あるいはそれが木材の価格に急激な値上りを生ずるといふようなことはないと考へられる。この点はただ一方的に府県税として立木伐採税、市町村税として木材引取税というものの二税があると非常に工合が悪い、こういう考へ方はちよつと納得がいかないのです。実際にそういうふうなその価格に転嫁されて価格の値が上つてきますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 立木伐採税の問題につきましても、その税の負担者が府県の施設の恩恵も受けたい、

従ってあえて反対ではないということでありますならば、これは立木伐採税を起しても差しつかえないと思ひます。ただ立木伐採税の負担者が、その税につきまして反対であります場合には、先ほど申し上げましたような事情を十分考慮して許否を決定せざるを得ないじゃないかというふうに思つておられます。なお負担の關係につきましては、これはやはり経済の趨勢いかによつてきまつてくることではないか。木材の市況の悪い時におきましては山林所有者の負担になりましようし、強みでありま場合は、木材価格の高騰ということにならざるを得ないのじゃないかというふうに存じております。

○松澤兼人君 その木材価格の騰貴の原因になるというのには、これはまあ理屈の上ではそう考えられるのですが、今申しましたように、この税を現地に還元して林道をよくするとか、あるいは出しをよくするということにすれば、結局木材の価格は下つてくるということも考えられるのですから、これはさつき大臣が言ったように、ただ二税を木材というものに課税すれば木材の価格が上がる、というふうにただ一がいと言えないところがあると思ふ。そこで奈良県の事情を聞いてみますと、これは立木伐採税としてまあ二千万円ほど知事は予定をして提案しようとした。こういうことなんです、森林業者は結局税金としては困る。しかし寄付なら二千万円出してもいい。こういうことを言っているのですが、それは寄付ならば一年々々の自分の景気が不景気によつて、今年は一千万円出しておきましよう、来年はどうなるかわからない。税金であればやっぱり木材の

生産高掛ける税額ということできまつて出てくるから、まあ寄付にしてもらいたいということをやつておられるので、これをみますと、この二千万円一たん府県税として取られても地元へ帰つてくるということは、森林業者もやはり考えている。従つて二千万円を出すということはそう苦痛じゃないということを考えてみれば、森林業者も必ずしもこれは反対ではないというふうにとれないこともないわけなんです。ただいまお話を、業者が強い反対をしなければ考慮できるということであるならば、このいきさつは非常に強い反対が必ずしも業者にない。あるいは二千万円程度は、税金として納めるのはいやだけれども、寄付としてならば負担しても差しつかえないということであるならば、負担にたえるというところでも私はこの税を起す理由もあると思ふのです。これらの点についてはいかがでございますか。つまり地元

の反対というものはそれほど強くないということ。
○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘の奈良県の立木伐採税につきましては私も事情をいろいろ聞いております。市町村関係者、これは木材引取税の収入の漏漏する団体でありますから、その考え方もよく考慮しなければならぬと思ひます。市町村関係においては異存はないようでございます。しかしながら立木伐採税を現実に負担する側は、非常に強い反対意向を示しておつたわけでございます。そこでもしその方でも反対がないのならば、立木伐採税を中央において不許可にするいわれはないのじゃないか。こういう考えを持つことを申し上げたのであります。

寄付金の問題につきましては、立木伐採税ということになると、恒久的な制度になるのじゃないかという点を非常に憂えておつたようであります。それともう一つは、現在の市町村の木材引取税というものが、必ずしもどの市町村においても法律通りに適正には行われていないようであります。言いかえれば法律で定められている負担よりも實際上の負担は若干低いようでありまして、立木伐採税を果が課した場合に今の負担がもっと大きくなつてくる。立木伐採税の實質的な負担が予算で見積られておられるよりもっと大きくなるのじゃないか、こういう危惧を多分に持つておられたようであります。そういう意味で私は強い反対を一そう持つておられたと思ひます。

他面木材引取税の運営につきましては、私たちが本格的に改革を考えなければならぬのじゃないか。こういう感じを持つておられるのでありまして、いづれ研究いたしまして、次の機会には市町村の木材引取税そのものの改正を根本的にはかつていきたい、という所信でいるわけでございます。

○松澤兼人君 技術的に考えておつたところよくわかるのであります。ただそういう知事の提案を阻止した——自治庁としては阻止されていなければならぬが、事実上これは成立不可能になつてしまつたという裏には、やはり膨大な何億あるは何十億という山林を持つておられる、そういう森林業者の団体であるとは、奈良県森連であるとか、あるいは全森連といふものが相当政治的に動いて、政府と対して政治的に強い働きかけをしたために、知事としてもそれをあえて押し

切つて提案することはできなかったという話を聞くんです。この点税務部長は何か話を聞いたことがありませんか。
○政府委員(奥野誠亮君) 詳しく話を聞いております。正式に自治庁には許可申請は参りませんでした。しかし賛成反対両方の意見をつぶさに聞かされておりました。

○松澤兼人君 最後に、まあこの問題は木材引取税と一緒に、まあ本格的な解決をしなければならぬ問題だと思ふんです。それから先日の発電税ですか、発送電税、こういう問題もいる府県、あるいは電気を発電している送電している府県、こういうものについては、もうあらゆる財源をあるということ、自然々々新税といふものを起すことを考えてくるだろうと思ふんです。それがただ二重の課税であるとか、あるいは価格に影響があるとかいふことだけで私は済ませない事態が必ずくると思ふんです。そういう時期がきましたら、こういう問題根本的に一つ考えていたきたいということをおし上げます。

○委員(松岡平市君) 他に御質疑はございませんか。——御発言ないようでございますので質疑は終局したものと認めます。

○委員(松岡平市君) 次に、新市町村建設促進法案を議題に供します。速記を止めて下さい。

○委員(松岡平市君) 速記を起して下さい。本案につきましては、三月三十日の委員会におきましてすでに質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入るわけでございますが、討論に入ります前に本案につきまして、修正に關して各会派のお話し合いがございまして、委員全員一致の修正案が作成いたされておりますので修正案を法制局をして朗読いたさせます。

(法制局参事朗読)
新市町村建設促進法案に対する修正案
新市町村建設促進法案の一部を次のように修正する。
第二十五条第七項中「新市町村となつた場合」の下に「又は同法の規定により売却を受けた林野が町村合併により新市町村に引き継がれた場合」を加える。
第二十八条第四項中「第十一条の六及び第十八条から第二十条まで」を「第十一条の六、第十八条から第二十条の二まで、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十四條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、新市町村建設促進審議会の意見をもつて同法第二十三條の二第二項及び第四項の町村合併促進審議会の意見に代えるものとする。
第二十八条第五項中「町村合併を行つた市町村」を「町村合併が行われた場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村」に改める。
第三十条に第二項として次の一項を加える。
2 第二十八条第四項の規定は、前

十日の委員会におきましてすでに質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入るわけでございますが、討論に入ります前に本案につきまして、修正に關して各会派のお話し合いがございまして、委員全員一致の修正案が作成いたされておりますので修正案を法制局をして朗読いたさせます。

この場合においては、新市町村建設促進審議会の意見をもつて同法第二十三條の二第二項及び第四項の町村合併促進審議会の意見に代えるものとする。
第二十八条第五項中「町村合併を行つた市町村」を「町村合併が行われた場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村」に改める。
第三十条に第二項として次の一項を加える。
2 第二十八条第四項の規定は、前

項の町村合併につき準用する。

附則第二項ただし書中「同条第三項から第六項までの規定」を「同条第三項から第六項までの規定、その時までに第二十七條第十二項の規定又は第二十八條第四項の規定（第二十九條第七項の規定）同条第八項の規定により準用される第二十八條の規定を含む。又は第三十條第二項の規定により準用される第二十八條の規定を含む。以下この項において同じ。の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については第二十七條第十二項又は第二十八條第四項の規定」に、「有する。」を「有するものとし、昭和三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に行われた町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した新市町村については、第二十一條の規定は、昭和三十一年三月三十一日までその効力を有するものとする。」に改める。

附則第五項中「町村合併の行われた日」の下に「(町村合併促進法第三十四條の規定(同法第三十六條又は第三十七條第一項若しくは第五項の規定により準用される同法第三十四條の規定を含む。))により建設に関する計画を定めた新市町村については当該計画を定めた日」を加える。
附則第十項を次のように改める。
10 町村合併促進法の一部を次のように改正する。
第八條第二項を削る。
第十一條の三を次のように改める。

第十一條の三 削除

第十一條の四中「第十一條の二第四項又は前條第一項」を「又は第十一條の二第四項」に改める。
第十二條から第十七條までを次のように改める。
第十二條から第十七條まで 削除
第二十六條を次のように改める。
第二十九條から第三十一條までを次のように改める。

第二十六條 削除
第二十九條から第三十一條までを次のように改める。
第二十九條から第三十一條まで 削除
第三十四條中「第十一條の三、第十三條、第十五條から第十七條まで」、「第二十六條」、「第二十九條、第三十條(第二十七條に係る部分を除く。)、第三十一條」及び、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日」の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日」の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれを削る。

第三十五條第一項ただし書を削る。
第三十七條第一項各号列記以外の部分中「第三号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、同項第五号及び第六号中「十萬」を「十五萬」に改め、同条第二項中「第三十五條第一項但書の規定は前項の場合において、同条第二項の規定は」を「第三十五條第二項の規定は」に改め、同条第五項ただし書を削る。
附則に次の一項を加える。
3 前項本文の規定にかかわらず、第二十條の規定は、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第

号)第二十七條第十二項の規定の適用については、この法律が前項本文の規定により効力を失った後においても、なおその効力を有する。
○委員長(松岡平市君) それではただいまの修正案を併せて議題といたします。修正案につきましては別段の質疑もないと思っております。これより本案並びに修正案を一括して討論に入ります。御意見のおあり方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお付帯決議案等がございましたら討論中にお述べを願います。
○石村幸作君 本法案は去る第二十二国会において当委員会から発議した合併町村育成強化に関する決議案、これに対して政府がこたえたものでありまして、この法案には賛成するものであります。若干これに対して付帯決議を付したいと存じます。付帯決議を明説いたします。

新市町村建設促進法案に対する附帯決議案
新市町村建設促進法の趣旨を実現し、新市町村の健全な育成を期すには各省各庁の積極的協力が根本であるに於て、政府は本法に規定する各般の措置については格段の配慮をなし実施上遺憾なきを期すべきである。特に左の諸点について配慮すべきである。
一、新市町村育成のため十分なる予算措置を講ずること。
二、合併については関係市町村の意思を尊重し、苟もせず中央の一方的計画に基きこれを強行するようなことを避けること。
三、財政再建整備団体になった新市

町村については、合併市町村の特殊事情に鑑み、財政再建の実施に当っては本法の趣旨ができるだけ達成されるように努めること。
四、新市町村建設計画の実施上必要と認められる国有財産特に国有林野の払下は積極的に行うものとし、その払下条件は、市町村の実情に即するよう定めること。
右決議する。
以上の付帯決議を付して本案及び修正案に対して賛成するものであります。
○委員長(松岡平市君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記を始め、加瀬完君 私は日本社会党を代表いたしまして、本案、修正案及び付帯決議をあわせて賛成いたします。
本法の目的は、先ほど石村委員のお話がありましたように、あくまでも本委員会の発議による町村合併促進法の精神を育成発展させべきものでなければならぬと思っております。この立場に立ちまして、若干要望の点を申し述べます。

要望の第一は、今まで合併促進法によりまして進められた合併の紛争事件を見ておきますと、この原因のうち、町村合併の意義というものが十二分に解明せられておらないためのものである。あるいは民意の軽視といえますか、指導の過剰といえますか、一方的な極端に言うならば、官僚統制といいたうなやり方で民意の反駁に会って紛争をするもの、こういうたうな合併促進の手續が不備なために起つておるものが多いと思っております。この点合併促進の手續というものを明確

にいたしましたして、指導の中心を、合併の結論を急ぐことではなくて、合併の手續方法に十二分なしんしゃくを加えて、そういう方向に改めてもらいたいという点が第一点であります。
第二点は、合併当時の建設計画を尊重をして、この目的達成にまず政府は努力をしてもらいたいという点であります。本法を検討いたしますと、政府の手によりまして、当時の建設計画というものが若干任意に変更されるといふような懸念を持たされる点があります。たとえば出張所とか学校といふたうなもの、廃止統合、あるいは合併計画の変更、こういったようなものはあくまで市町村の意思によりまして、合併計画を、指導の側と申しますか監督官庁といいますが、こういう側に立った合併計画を強行するために、強力な指導をするという、こういう観念を一切除いていただきたいというものが第二点であります。

第三点は、新市町村育成のための財政援助につきましては、合併町村において、はなはだしく政府の不信を訴えてくる点が多いのであります。本法におきまして、財政の適正規模という点についての考慮は非常に不十分であります。将来区域、人口といったような適正規模ばかりを考えないで、独立財政の確立ができるような財政の援助という点に、一その努力を期待したいという点であります。
第四点は、新法によりまして、強力なる指導の面が数多く先ほども申し述べましたように出ておきます。これを過剰行使されまると、自治の観念といふものをはなはだ失わせることにならるおそれを感じるのであります。この

点御留意をいただきたいのであります。特に今までの町村合併を見ましても、民意の自然醸成といえますか、十二分にそういう条件がそろわないのに、一律に点数を上げると、極端に言うならば、そういうふうなやり方の指導がないわけでもございませんので、あくまでも市町村の意思というものを中心に合併を進めてもらいたいと思っております。特に本法によりますると、弱小町村を何か強力に合併させるという印象がございますので、そういうことに出ないという点を、明白に指導に当たっては心がけていただきたいと思っております。

以上の四つの要望は、すでに政府におかれましては十分に了解されておる、こういうふうに私どもは了解をいたしまして、本案に賛成をいたすものであります。

○小林武治君 私もいずれもこれに賛成いたします。それだけです。

○委員長(松岡平市君) 他に御発言はございませんか。――御発言なければ討論は終了したものと認めてこれより採決に入ります。

まず、先ほどの修正案の問題に供します。本修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 全会一致と認められます。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 全会一致と認められます。

めまします。よって本案は全会一致をもって修正すべきものと決定いたしました。次に討論中、石村君より提出された付帯決議案について採決いたします。本付帯決議案を委員会の付帯決議とすることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 全会一致と認められます。よって石村君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の付帯決議とすることに決定いたしました。なお、ただいま決定されました付帯決議について、この際政府の所見を聴取いたします。

○政府委員(小林興三次君) 自治庁長官にかかりまして、ただいまの付帯決議に對しまして政府の所見を申し述べたいと思っております。

政府といたしましては、ただいまの決議の御趣旨には全く異存はないところでございまして、その御趣旨がでるだけ達成されるようにあらゆる努力をいたしたいと存じます。

○委員長(松岡平市君) なお、本院規則第百四條による委員長の本会議における口頭報告の内容、及び第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続については慣例により委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認められます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本案を修正議決することに賛成された諸君は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 森下 政一 野田 俊作
- 加瀬 完 松澤 兼人
- 堀 末治 小林 武治
- 井上 清一 佐野 廣
- 笹森 順造 伊能 芳雄
- 石村 幸作

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。――御署名漏れはないと認められます。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記を起して、次に消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題に供します。本案につきましては、昨十九日をもちまして質疑は終局いたしました。昨日の委員会において御相談願いましたところによりまして、修正案を委員長において作成いたしましたので、便宜この修正案を事務局をして朗読いたさせます。

〔法制局参事朗読〕
消防団員等公務災害補償責任共済基金法案に対する修正案
消防団員等公務災害補償責任共済基金法案の一部を次のように修正する。

第七條第五項中「理事長」の下に「、常務理事」を加える。
○委員長(松岡平市君) それではただいまの修正案をあわせて議題と致します。修正案につきましては、別段の御質疑もないと思ひますから、これより修正案並びに原案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○伊能芳雄君 私はこの法案が消防団員の士気を鼓舞する上においてきわめて適切な法案であると考えまして賛成いたします。

成いたすものであります。ただこの機会に基金の運用に當って、二、三の希望を付したいと思ひます。この点については十分当局は考慮してもらいたいと思ひます。

第一は、基金に対する国の補助金の問題につきましては、これは予算にもないことであつて、きわめて珍しい例であります。先般國家公安委員長は、この委員会で積極的に発言されて、本年度四千万円ぐらゐの補助金を、何らかの方法で責任をもつて予算措置をすることにしようという強い言明をされましたので、私どもはこれを信頼してこの法案に賛成するものであります。これがなくては、この法律は意味をなさない法律でありますから、政府はこれについて必ず実施するように希望いたします。

第二は、水防団員について補償を行う問題が漏れておるように思ひますので、この運営によつて、できるだけ水防団員にもこれを均霑させることにし、なるべく近い機会に水防団員に均霑させるような法的措置を講じてもらいたい。

第三は、基金の今年度に扱ひ金は大体一億幾らというぐらゐの金であります。この金は大部分が消防団員の共済金に市町村に支払われるべきものであつて、事務費というふうなもの、そんなにならざるがし事務費ではないのでありますから、事務費で非常にこれに食い込むというふうなことは厳に戒めて、節約してもらいたい。小笠原委員からも理事の問題についてだいたひ御意見がありました。このことも理事の数が非常に多いために、なかなか開業するのに費用がかかるかと、今までのほかの基金や金庫とは非常に性質の違ひをきわめて小さい基金のことであるので、事務費に食ひ込まれることのないように、共済金にこの金ができるだけ向けるように、事務費の節約をして、最小限度にとめるように、この三つの希望条件を強く付しておきたいと思ひます。

以上私の討論を終ります。
○委員長(松岡平市君) 他に御発言はございませんか。御発言なければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(松岡平市君) なお、採決前に委員の異動がありましたから御報告申し上げます。委員岸良一君が辞任せられ、新たに小林政夫君が委員に任命いたしました。

○委員長(松岡平市君) まず、先ほどの修正案の問題に供します。本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 全会一致と認められます。よって修正案は全会一致と認められました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 全会一致と認められます。よって本案は、全会一致をもって修正すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四條による委員

長の本会議における口頭報告の内容及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他百後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を修正議決することに賛成された全委員は、順次御署名を願います。

多数意見書署名

森下 政一 小笠原三三男
野田 俊作 加瀬 完
小林 政夫 松澤 兼人
堀 未治 小林 武治
井上 清一 佐野 廣
笹森 順造 伊能 芳雄
石村 幸作

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。——御署名漏れないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(案)

参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案

参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律

(通常選挙の期日の特例)

第一条 昭和三十一年六月三日にそ

の任期が満了する参議院議員の通常選挙の期日は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十二条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年六月十九日とする。

(公示の期日の特例)

第二条 前条の規定により行われる通常選挙の期日は、公職選挙法第三十二条第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年五月二十五日に公示しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年四月二十四日印刷

昭和三十一年四月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局